

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 6 月15日提出
【計算期間】	第33期（自 平成23年 9 月22日 至 平成24年 3 月21日）
【ファンド名】	フィデリティ・ジャパン・オープン
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
その他資産 〔投資信託証券(株式(一般))〕			ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))... 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

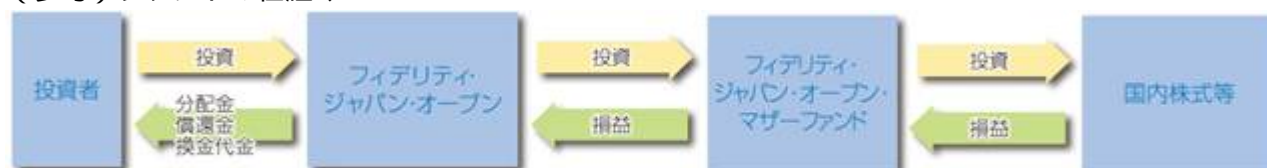
年2回... 目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド... 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。
- 個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

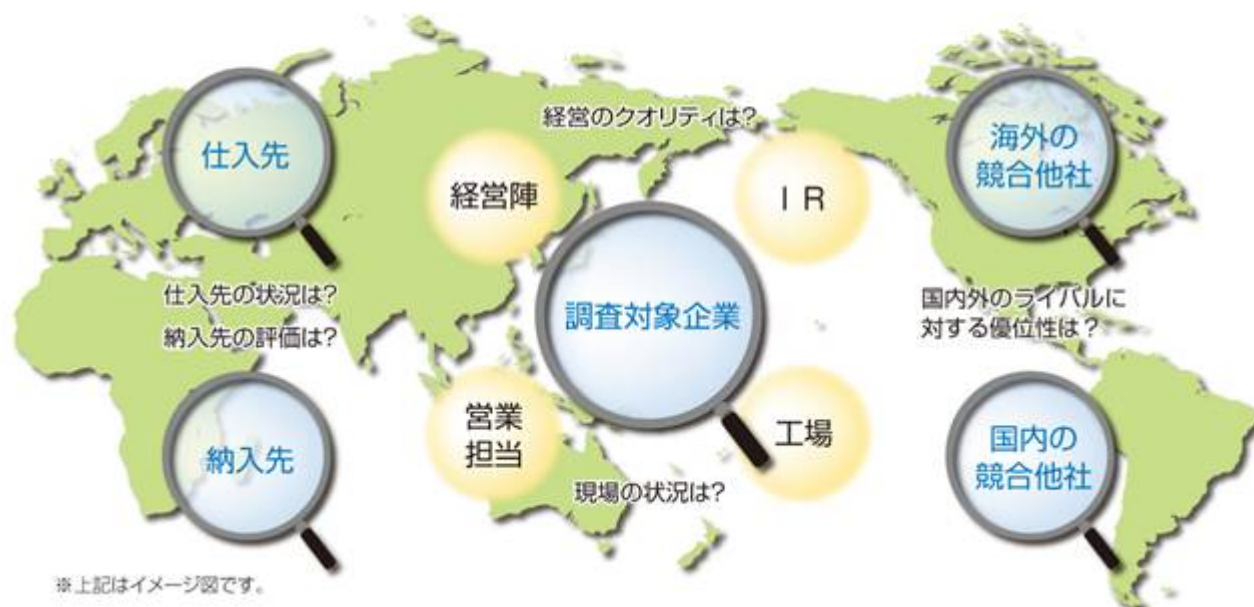
ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

< 参考 >

[グローバルな企業調査]

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



（２）【ファンドの沿革】

1995年11月27日 ファンドの受益証券の募集開始

1995年12月22日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2001年 6 月 1 日 ファミリーファンド方式による運用に変更

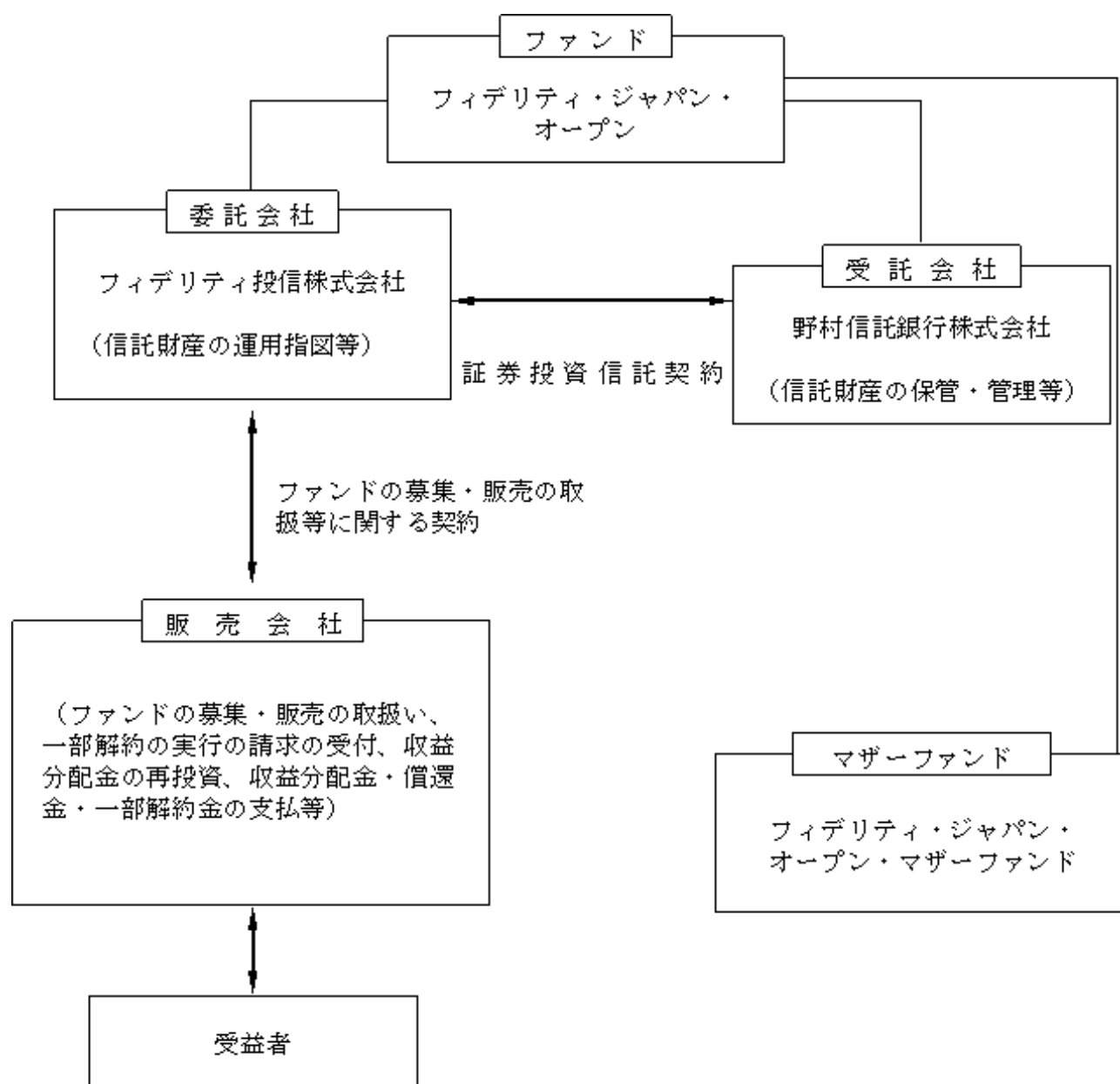
2007年 1 月 4 日 投資信託振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を

行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額：金10億円（2012年4月末日現在）

(b) 沿革：

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況：

（2012年4月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産の総額の35%以内とします。
- (c) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク^{* 1}

ファンドはT O P I X（配当金込）^{* 2}をベンチマークとします。

* 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

* 2 T O P I X（配当金込）とは、東証発表値を指します。

T O P I Xには配当収益を考慮している指数（T O P I X（配当金込））と考慮していない指数があります。通常、新聞紙上等に掲載されているT O P I Xは後者で、ファンドのベンチマークとは異なります。

運用方針

- 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1．株券または新株引受権証書

- 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの
- なお、1．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

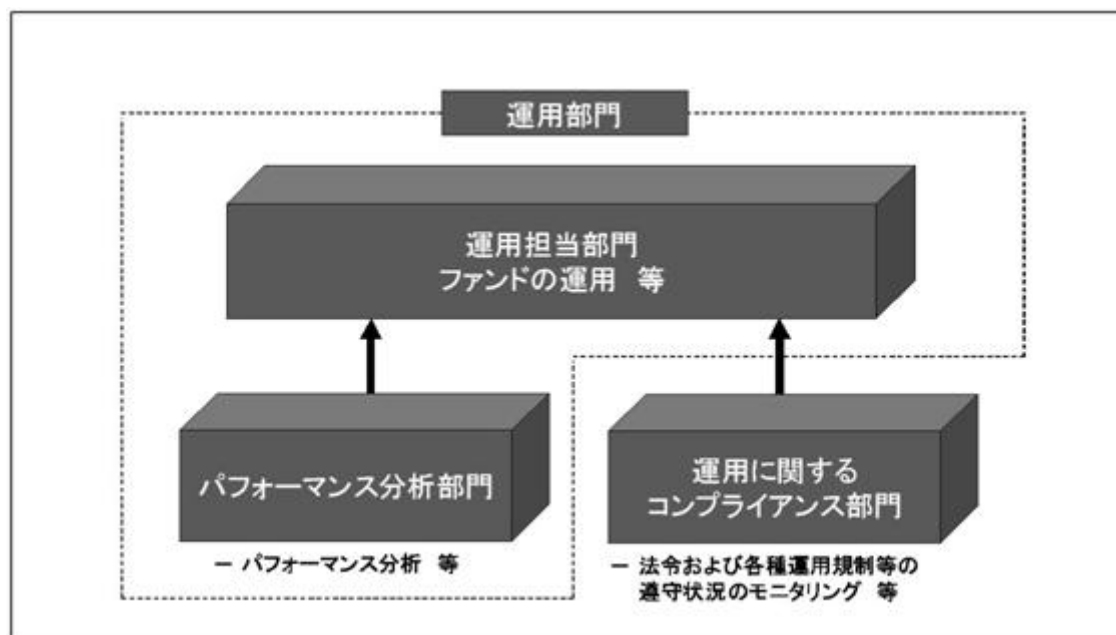
その他の投資対象

- 1．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。
- 2．信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。
- 3．信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 7．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 8．実質外貨建資産^{*}の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9．信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



- 運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、ジャパン・インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを開催しています。

ジャパン・インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、原則として毎月開催され、運用担当部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成（６名程度）されており、主に日本株で運用を行なっているファンドの運用成果のレビュー等を行なっています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則３月、９月の各21日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいま

す。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく制限

(a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

(c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(d) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(h) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(i) 信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとし

す。

- 1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2) 株式分割により取得する株券
 - 3) 有償増資により取得する株券
 - 4) 売り出しにより取得する株券
 - 5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証

券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。））、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。
- (p) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (r) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (s) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限

度とします。

* 上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の株式に投資します。但し、日本株式とその他のアジアの株式を比較し、その相対的な投資魅力の状況によってはその他のアジアの株式にも投資することができます。ファンドは通常ポートフォリオの少なくとも65%を日本株式に投資します。

成長性に焦点をあてた投資手法である「グロース」と株価の割安性に重点をおいたもう一つの投資手法である「バリュー」の双方をふまえ、運用実績の長期的な向上をめざします。

企業を実地に訪問し、徹底した調査にもとづき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」により運用を行ないます。

フルインベストメントを基本とします。

株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■ 主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

■ その他の変動要因

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

< 為替変動リスク >

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< デリバティブ（派生商品）に関する留意点 >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

< ベンチマークに関する留意点 >

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

< 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

< ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

< 分配金に関する留意点 >

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支

払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

また、ファンドの運用管理にあたっては、ジャパン・インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを開催しています。

ジャパン・インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、原則として毎月開催され、運用担当部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、主に日本株で運用を行なっているファンドの運用成果のレビュー等を行なっています。

（３）販売会社に係る留意点

販売会社により委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（申込金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は3.15%(税抜 3.00%)を超えないものとします。申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、申込口数または申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込みの口数）に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

収益分配金の受取方法により、取得申込みには、収益の分配時に収益分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。なお、お申込み後のコースの途中変更はできません。

「一般コース」を選択した取得申込者は、申込金額に、申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は申込代金から差し引かれます。）。

販売会社は、前払退職金等の積立を目的として、当該販売会社と一定の解約制限を有する自動けいぞく投資契約に基づく「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した事業所の従業員等がファンドに係る受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は、取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6065%(税抜 1.53%)以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めます。

（年率）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
50億円未満の部分	0.7665% (税抜 0.730%)	0.735% (税抜 0.700%)	0.105% (税抜 0.100%)	1.6065% (税抜 1.530%)
50億円以上 500億円未満の部分	0.7455% (税抜 0.710%)	0.735% (税抜 0.700%)	0.105% (税抜 0.100%)	1.5855% (税抜 1.510%)

500億円以上 1,000億円未満 の部分	0.74025% (税抜 0.705%)	0.735% (税抜 0.700%)	0.105% (税抜 0.100%)	1.58025% (税抜 1.505%)
1,000億円以上 の部分	0.735% (税抜 0.700%)	0.735% (税抜 0.700%)	0.105% (税抜 0.100%)	1.575% (税抜 1.500%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- １）投資信託振替制度に係る手数料および費用
- ２）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- ３）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ４）信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- ５）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ７）ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記～の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

1．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「3．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2．一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口

座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2012年12月31日までは7%（所得税7%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは7.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%）、2014年1月1日以後は15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2012年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2012年 4 月27日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	64,312,175,511	100.17
預金・その他の資産（負債控除後）	-	106,433,444	0.17
合計（純資産総額）		64,205,742,067	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

(2012年 4 月27日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	90,079,308,420	96.68
投資信託受益証券	日本	2,053,107,650	2.20
投資証券	日本	220,971,500	0.24
預金・その他の資産（負債控除後）	-	819,104,852	0.88
合計（純資産総額）		93,172,492,422	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（ 2012年 4 月27日現在 ）

順位	種 類	銘柄名	国 名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリ ティ・ジャ パン・オー プン・マ ザーファ ンド	日本	77,122,167,540	0.8728	67,312,497,176	0.8339	64,312,175,511	100.17

種類別投資比率

（ 2012年 4 月27日現在 ）

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.17

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

（ 2012年 4 月27日現在 ）

順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類 業 種	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	ミスミグループ本社	日本・円 日本	株式 卸売業	1,690,100	1,982.00 3,349,778,200	1,878 3,174,007,800	3.41
2	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	909,100	3,516.36 3,196,725,920	3,305 3,004,575,500	3.22
3	オリックス	日本・円 日本	株式 その他金融業	373,060	8,055.02 3,005,006,845	7,680 2,865,100,800	3.08
4	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	934,100	3,214.90 3,003,038,393	2,896 2,705,153,600	2.90
5	任天堂	日本・円 日本	株式 その他製品	189,800	12,521.18 2,376,520,683	10,900 2,068,820,000	2.22
6	三井住友フィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	800,600	2,855.10 2,285,794,044	2,584 2,068,750,400	2.22
7	フィデリティ・円 キャッシュ・ファンド （適格機関投資家専用）	日本・円 日本	投資信託受益証券 -	2,025,160,436	1.0137 2,052,978,764	1.0138 2,053,107,650	2.20
8	日東電工	日本・円 日本	株式 化学	604,800	3,398.01 2,055,118,288	3,310 2,001,888,000	2.15
9	日立金属	日本・円 日本	株式 鉄鋼	1,911,000	1,013.11 1,936,070,721	1,002 1,914,822,000	2.06
10	マキタ	日本・円 日本	株式 機械	619,400	3,485.00 2,158,609,000	3,090 1,913,946,000	2.05
11	シマノ	日本・円 日本	株式 輸送用機器	353,600	4,760.00 1,683,136,000	5,260 1,859,936,000	2.00

12	大和工業	日本・円 日本	株式 鉄鋼	765,900	2,355.60 1,804,160,854	2,284 1,749,315,600	1.88
13	クボタ	日本・円 日本	株式 機械	2,213,000	809.57 1,791,596,957	776 1,717,288,000	1.84
14	島津製作所	日本・円 日本	株式 精密機器	2,380,000	719.00 1,711,220,000	716 1,704,080,000	1.83
15	キャノン	日本・円 日本	株式 電気機器	441,400	3,894.57 1,719,067,214	3,670 1,619,938,000	1.74
16	三井物産	日本・円 日本	株式 卸売業	1,145,300	1,401.87 1,605,563,476	1,254 1,436,206,200	1.54
17	武田薬品工業	日本・円 日本	株式 医薬品	402,700	3,563.87 1,435,171,215	3,485 1,403,409,500	1.51
18	三井住友トラスト・ ホールディングス	日本・円 日本	株式 銀行業	5,854,000	274.52 1,607,043,946	236 1,381,544,000	1.48
19	日本電産	日本・円 日本	株式 電気機器	186,600	7,265.31 1,355,708,693	7,200 1,343,520,000	1.44
20	三菱ＵＦＪフィナン シャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	3,401,400	433.76 1,475,402,910	387 1,316,341,800	1.41
21	日産自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,496,300	881.38 1,318,809,742	836 1,250,906,800	1.34
22	リンナイ	日本・円 日本	株式 金属製品	206,000	5,840.00 1,203,040,000	5,850 1,205,100,000	1.29
23	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	491,000	2,388.63 1,172,820,059	2,396 1,176,436,000	1.26
24	ファナック	日本・円 日本	株式 電気機器	83,900	15,332.26 1,286,377,262	13,590 1,140,201,000	1.22
25	三浦工業	日本・円 日本	株式 機械	543,900	2,186.00 1,188,965,400	2,073 1,127,504,700	1.21
26	住友電気工業	日本・円 日本	株式 非鉄金属	1,023,600	1,125.98 1,152,558,038	1,089 1,114,700,400	1.20
27	アズビル	日本・円 日本	株式 電気機器	640,900	1,848.00 1,184,383,200	1,718 1,101,066,200	1.18
28	横河電機	日本・円 日本	株式 電気機器	1,405,300	826.00 1,160,777,800	772 1,084,891,600	1.16
29	みずほフィナンシャル グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	7,875,500	141.92 1,117,720,328	127 1,000,188,500	1.07
30	テルモ	日本・円 日本	株式 精密機器	269,400	3,985.00 1,073,559,000	3,675 990,045,000	1.06

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

（2012年4月27日現在）

種 類	国内 / 外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.06
		建設業	2.35
		食料品	0.73
		繊維製品	1.05
		化学	5.09
		医薬品	3.31
		石油・石炭製品	0.60
		ゴム製品	0.94
		ガラス・土石製品	1.00
		鉄鋼	4.95
		非鉄金属	1.20
		金属製品	1.87
		機械	6.04
		電気機器	14.92
		輸送用機器	10.87
		精密機器	4.75
		その他製品	2.89
		電気・ガス業	0.06
		陸運業	2.11
		海運業	0.03
		空運業	0.01
		倉庫・運輸関連業	0.27
		情報・通信業	4.89
		卸売業	7.68
		小売業	2.83
		銀行業	6.72
		証券、商品先物取引業	0.00
		保険業	0.70
		その他金融業	4.87
		不動産業	1.00
		サービス業	1.89
	小計		96.68
投資信託受益証券	国内	-	2.20
	小計		2.20
投資証券	国内	-	0.24
	小計		0.24
合計（対純資産総額比）			99.12

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2012年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
14期	(2002年 9 月24日)	269,120	269,120	0.7553	0.7553
15期	(2003年 3 月24日)	226,434	226,434	0.6689	0.6689
16期	(2003年 9 月22日)	325,675	325,675	0.9462	0.9462
17期	(2004年 3 月22日)	356,218	363,206	1.0195	1.0395
18期	(2004年 9 月21日)	345,881	345,881	0.9834	0.9834
19期	(2005年 3 月22日)	322,549	328,826	1.0277	1.0477
20期	(2005年 9 月21日)	298,140	303,456	1.1216	1.1416
21期	(2006年 3 月22日)	322,356	327,039	1.3768	1.3968
22期	(2006年 9 月21日)	265,605	269,865	1.2469	1.2669
23期	(2007年 3 月22日)	237,386	246,520	1.2996	1.3496
24期	(2007年 9 月21日)	197,303	203,072	1.1969	1.2319
25期	(2008年 3 月21日)	146,682	146,682	0.9299	0.9299
26期	(2008年 9 月22日)	132,605	132,605	0.8892	0.8892
27期	(2009年 3 月23日)	88,764	88,764	0.6059	0.6059
28期	(2009年 9 月24日)	105,371	105,371	0.7707	0.7707
29期	(2010年 3 月23日)	97,166	97,166	0.7827	0.7827
30期	(2010年 9 月21日)	81,810	81,810	0.7052	0.7052
31期	(2011年 3 月22日)	79,422	79,422	0.7414	0.7414
32期	(2011年 9 月21日)	63,938	63,938	0.6372	0.6372
33期	(2012年 3 月21日)	68,047	68,047	0.7211	0.7211
	2011年 4 月末日	78,368	-	0.7413	-
	2011年 5 月末日	76,670	-	0.7341	-

	2011年 6 月 末 日	76,312	-	0.7407	-
	2011年 7 月 末 日	74,330	-	0.7310	-
	2011年 8 月 末 日	66,124	-	0.6570	-
	2011年 9 月 末 日	64,678	-	0.6457	-
	2011年10月 末 日	65,127	-	0.6560	-
	2011年11月 末 日	61,270	-	0.6231	-
	2011年12月 末 日	60,125	-	0.6170	-
	2012年 1 月 末 日	61,312	-	0.6385	-
	2012年 2 月 末 日	67,409	-	0.7098	-
	2012年 3 月 末 日	68,138	-	0.7241	-
	2012年 4 月 末 日	64,205	-	0.6878	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第14期	0.0000
第15期	0.0000
第16期	0.0000
第17期	0.0200
第18期	0.0000
第19期	0.0200
第20期	0.0200
第21期	0.0200
第22期	0.0200
第23期	0.0500
第24期	0.0350
第25期	0.0000
第26期	0.0000
第27期	0.0000
第28期	0.0000
第29期	0.0000
第30期	0.0000
第31期	0.0000
第32期	0.0000
第33期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第14期	20.9
第15期	11.4
第16期	41.5
第17期	9.9
第18期	3.5
第19期	6.5
第20期	11.1
第21期	24.5
第22期	8.0
第23期	8.2
第24期	5.2
第25期	22.3
第26期	4.4
第27期	31.9
第28期	27.2
第29期	1.6
第30期	9.9
第31期	5.1
第32期	14.1
第33期	13.2

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第14期	54,316,128,390	23,572,068,050	356,316,192,482
第15期	16,581,807,243	34,355,246,562	338,542,753,163
第16期	47,486,110,980	41,836,580,723	344,192,283,420
第17期	50,565,877,085	45,361,450,875	349,396,709,630
第18期	56,566,488,255	54,239,185,163	351,724,012,722
第19期	14,668,904,916	52,548,310,716	313,844,606,922
第20期	17,122,027,235	65,156,842,428	265,809,791,729
第21期	22,628,185,499	54,303,578,289	234,134,398,939
第22期	11,902,661,958	33,030,549,736	213,006,511,161
第23期	8,529,516,770	38,868,723,638	182,667,304,293
第24期	9,791,675,300	27,616,052,214	164,842,927,379
第25期	7,226,418,043	14,323,286,398	157,746,059,024
第26期	2,458,642,647	11,073,087,802	149,131,613,869
第27期	3,882,063,714	6,520,016,092	146,493,661,491
第28期	2,291,416,255	12,065,383,743	136,719,694,003
第29期	1,590,206,690	14,166,857,371	124,143,043,322
第30期	1,733,562,288	9,868,911,850	116,007,693,760
第31期	1,487,916,774	10,362,804,277	107,132,806,257
第32期	1,337,503,085	8,120,331,562	100,349,977,780
第33期	1,364,310,252	7,349,741,134	94,364,546,898

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

[次へ](#)

< 参考情報 >

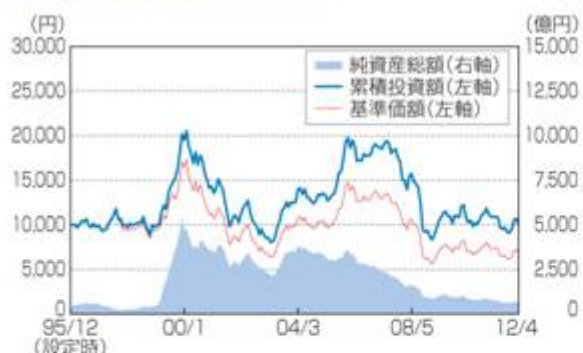
(2012年4月27日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

主要な資産の状況（マザーファンド）

資産別組入状況

株式	96.7%
新株予約権証券（ワラント）	—
投資信託・投資証券	0.2%
現金・その他	3.1%

基準価額	6,878円
純資産総額	642.1億円

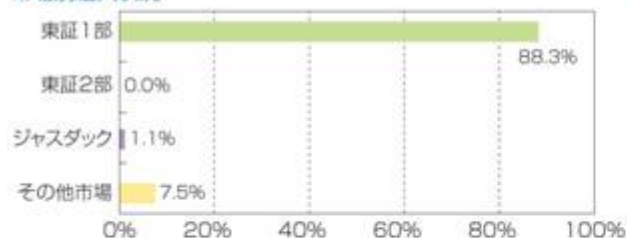
分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2010年3月	0円
2010年9月	0円
2011年3月	0円
2011年9月	0円
2012年3月	0円
設定来累計	4,850円

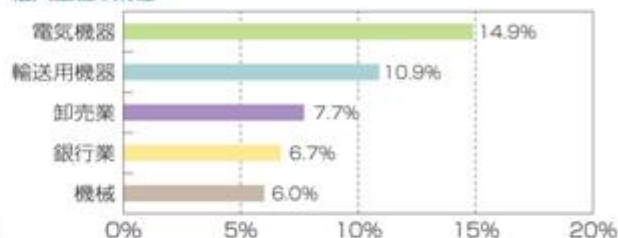
組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	ミスミグループ本社	卸売業	3.4%
2	トヨタ自動車	輸送用機器	3.2%
3	オリックス	その他金融業	3.1%
4	本田技研工業	輸送用機器	2.9%
5	任天堂	その他製品	2.2%
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.2%
7	日東電工	化学	2.1%
8	日立金属	鉄鋼	2.1%
9	マキタ	機械	2.1%
10	シマノ	輸送用機器	2.0%

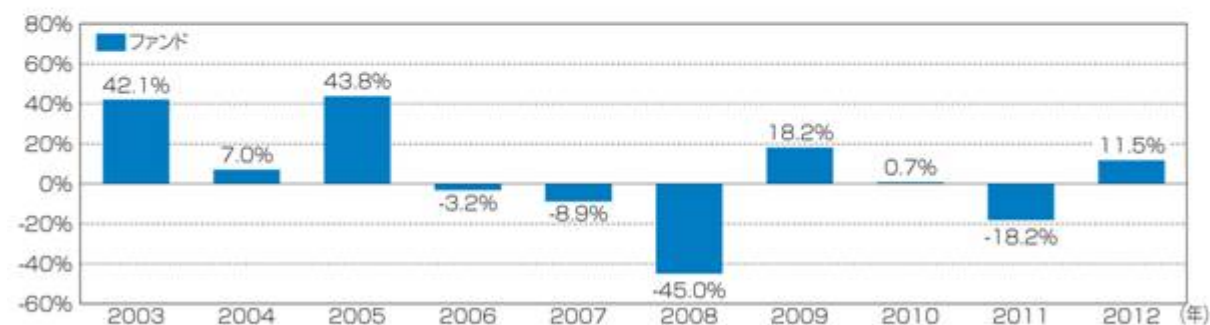
市場別組入状況



組入上位5業種



年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※2012年は年初以降4月末までの実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

※ファンドは短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、組入上位10銘柄、市場別組入状況には含めず、資産としては「現金・その他」に分類いたしております。なお、未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までに行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、取得申込みには手数料がかかります。申込手数料は、申込口数または申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込みの口数）に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は3.15%（税抜3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍とします。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して4営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

また、委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込みを行なってください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。なお、一部解約にあたっては手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために、1顧客1日当たり20億円を超える一部解約はできません。なお、1顧客1日当たり10億円を超える解約請求の受付は原則として正午までとし、それ以降に受付けた場合は、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。また、別途、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

また、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

なお、販売会社によっては、買取りにより換金を行なうことができます。この場合、上記の一部解約の規定が準用されます。買取請求による換金の詳細について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減

少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための
所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））、または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは「ジャパン」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎年3月22日から同年9月21日までおよび毎年9月22日から翌年3月21日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間は、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」による解約の日までとします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部解約により受益権の残存口数が30億口を下回った場合、または信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全

ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドの信託に関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等にかかる契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記

「(b) 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファン

ドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者（販売会社等を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、1万口単位（「自動けいぞく投資契約」に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を委託会社に請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（平成23年9月22日から平成24年3月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・ジャパン・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期計算期間 平成23年 9 月21日現在	第33期計算期間 平成24年 3 月21日現在
資産の部		
流動資産		
預金	21,486,663	17,623,217
金銭信託	766,289	99,589
親投資信託受益証券	63,931,288,724	68,041,697,983
未収入金	638,127,564	625,675,371
流動資産合計	64,591,669,240	68,685,096,160
資産合計	64,591,669,240	68,685,096,160
負債の部		
流動負債		
未払解約金	62,651,833	135,401,565
未払受託者報酬	38,756,232	32,900,067
未払委託者報酬	546,364,819	464,075,531
その他未払費用	5,565,339	5,288,286
流動負債合計	653,338,223	637,665,449
負債合計	653,338,223	637,665,449
純資産の部		
元本等		
元本	100,349,977,780	94,364,546,898
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,411,646,763	26,317,116,187
（分配準備積立金）	13,164,736,595	12,207,124,753
元本等合計	63,938,331,017	68,047,430,711
純資産合計	63,938,331,017	68,047,430,711
負債純資産合計	64,591,669,240	68,685,096,160

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期計算期間 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月21日	第33期計算期間 自 平成23年 9 月22日 至 平成24年 3 月21日
営業収益		
受取利息	1,546	1,348
有価証券売買等損益	10,027,458,494	8,479,479,007
営業収益合計	10,027,456,948	8,479,480,355
営業費用		
受託者報酬	38,756,232	32,900,067
委託者報酬	546,364,819	464,075,531
その他費用	5,565,339	5,288,286
営業費用合計	590,686,390	502,263,884
営業利益又は営業損失（ ）	10,618,143,338	7,977,216,471
経常利益又は経常損失（ ）	10,618,143,338	7,977,216,471
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,618,143,338	7,977,216,471
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	210,454,761	76,452,772
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,709,855,883	36,411,646,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,100,777,022	2,666,802,894
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,100,777,022	2,666,802,894
剰余金減少額又は欠損金増加額	394,879,325	473,036,017
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	394,879,325	473,036,017
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,411,646,763	26,317,116,187

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	--

（追加情報）

当計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第32期計算期間 平成23年 9月21日現在	第33期計算期間 平成24年 3月21日現在
1．元本の推移		
期首元本額	107,132,806,257 円	100,349,977,780 円
期中追加設定元本額	1,337,503,085 円	1,364,310,252 円
期中一部解約元本額	8,120,331,562 円	7,349,741,134 円
2．受益権の総数	100,349,977,780 口	94,364,546,898 口
3．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	36,411,646,763 円	26,317,116,187 円
4．1口当たり純資産額	0.6372 円	0.7211 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第32期計算期間 自 平成23年 3月23日 至 平成23年 9月21日	第33期計算期間 自 平成23年 9月22日 至 平成24年 3月21日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,107,446,831円）及び分配準備積立金（13,164,736,595円）より分配対象収益は53,272,183,426円（1口当たり0.530864円）ですが、分配は行なっておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,331円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,887,638,740円）及び分配準備積立金（12,207,123,422円）より分配対象収益は50,094,763,493円（1口当たり0.530864円）ですが、分配は行なっておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記および附属明細表に記載しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第32期計算期間 平成23年 9 月21日現在	第33期計算期間 平成24年 3 月21日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,781,920,339	8,349,728,874
合 計	9,781,920,339	8,349,728,874

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・ジャパン・ オープン・マザーファンド	77,957,949,110	68,041,697,983	-
	合計		77,957,949,110	68,041,697,983	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成23年 9 月21日現在	平成24年 3 月21日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	378,946,719	573,589,463
株式	96,491,665,340	97,057,488,610
投資信託受益証券	810,361,243	1,760,926,931
投資証券	11,970,000	219,186,500
未収入金	1,215,289,442	1,730,637,813
未収配当金	43,670,200	103,914,000
流動資産合計	98,951,902,944	101,445,743,317
資産合計	98,951,902,944	101,445,743,317
負債の部		
流動負債		
未払金	755,508,315	923,734,010
未払解約金	852,873,040	989,405,626
流動負債合計	1,608,381,355	1,913,139,636
負債合計	1,608,381,355	1,913,139,636
純資産の部		
元本等		
元本	127,141,559,065	114,038,045,276
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	29,798,037,476	14,505,441,595
元本等合計	97,343,521,589	99,532,603,681
純資産合計	97,343,521,589	99,532,603,681
負債純資産合計	98,951,902,944	101,445,743,317

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（追加情報）

当計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	平成23年 9 月21日現在	平成24年 3 月21日現在
1．元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	132,398,909,663 円 5,099,714,933 円 10,357,065,531 円	127,141,559,065 円 1,878,422,785 円 14,981,936,574 円
2．期末元本額及びその内訳 フィデリティ・ジャパン・オープン フィデリティ・ジャパン・オープン（確定拠 出年金向け） フィデリティ・ジャパン・オープン（野村S MA向け） フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格 機関投資家専用） フィデリティ・ジャパン・オープンVA（適 格機関投資家専用） 計	83,504,818,083 円 12,125,694,925 円 728,393,815 円 23,168,259,776 円 7,614,392,466 円 127,141,559,065 円	77,957,949,110 円 12,203,778,659 円 536,648,804 円 16,706,159,626 円 6,633,509,077 円 114,038,045,276 円
3．受益権の総数	127,141,559,065 口	114,038,045,276 口
4．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っている場合にお けるその差額	29,798,037,476 円	14,505,441,595 円
5．1口当たり純資産額	0.7656 円	0.8728 円

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記および附属明細表に記載しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成23年 9 月21日現在	平成24年 3 月21日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	12,760,683,276	12,393,137,016
投資信託受益証券	36,461	92,635
投資証券	3,727,500	32,080,479
合 計	12,764,374,315	12,425,310,130

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	国際石油開発帝石	1,047	563,000	589,461,000	-
	石油資源開発	121,900	3,920	477,848,000	-
	大林組	850,000	370	314,500,000	-
	積水ハウス	735,000	805	591,675,000	-
	コシダカホールディングス	25,800	1,930	49,794,000	-
	カルビー	85,400	3,755	320,677,000	-
	東北新社	47,800	660	31,548,000	-
	カカクコム	189,600	2,113	400,624,800	-
	ローソン	17,900	4,940	88,426,000	-
	ポイント	140,410	2,895	406,486,950	-
	パル	14,000	3,220	45,080,000	-
	フィールズ	252	131,200	33,062,400	-
	ハニーズ	60,940	1,284	78,246,960	-
	東洋水産	125,000	2,096	262,000,000	-
	富士紡ホールディングス	384,000	186	71,424,000	-
	野村不動産ホールディングス	50,200	1,477	74,145,400	-
	東レ	1,154,000	615	709,710,000	-
	旭化成	781,000	506	395,186,000	-
	トーカロ	10,300	1,595	16,428,500	-
	グリー	121,600	2,194	266,790,400	-
	イーブックイニシアティブジャパン	7,700	2,188	16,847,600	-
	ネクソン	35,400	1,295	45,843,000	-
	昭和電工	1,411,000	187	263,857,000	-
	住友化学	76,000	364	27,664,000	-
	関東電化工業	181,000	309	55,929,000	-
	電気化学工業	81,000	338	27,378,000	-
	イビデン	392,100	2,049	803,412,900	-
	信越化学工業	97,300	4,700	457,310,000	-
	堺化学工業	27,000	318	8,586,000	-
	第一稀元素化学工業	4,200	2,984	12,532,800	-
	ステラケミファ	19,800	2,027	40,134,600	-
	保土谷化学工業	23,000	280	6,440,000	-
	日本触媒	199,000	960	191,040,000	-
	三菱瓦斯化学	236,000	549	129,564,000	-
	東京応化工業	65,000	1,925	125,125,000	-

日本合成化学工業	17,000	501	8,517,000	-
宇部興産	1,333,000	235	313,255,000	-
日立化成工業	66,500	1,555	103,407,500	-
日本化薬	9,000	839	7,551,000	-
プロトコーポレーション	1,000	2,747	2,747,000	-
A D E K A	32,700	785	25,669,500	-
武田薬品工業	137,100	3,725	510,697,500	-
アステラス製薬	54,700	3,445	188,441,500	-
ロート製薬	839,000	1,011	848,229,000	-
テルモ	354,000	3,985	1,410,690,000	-
みらかホールディングス	35,600	3,155	112,318,000	-
栄研化学	5,000	1,121	5,605,000	-
沢井製薬	43,500	8,700	378,450,000	-
ソーせいグループ	1,301	119,500	155,469,500	-
第一三共	68,200	1,554	105,982,800	-
キョーリン製薬ホールディングス	12,000	1,544	18,528,000	-
関西ペイント	260,000	814	211,640,000	-
ダスキン	61,200	1,655	101,286,000	-
シーエーシー	27,500	693	19,057,500	-
サイバーエージェント	864	214,800	185,587,200	-
ジュピターテレコム	2,645	85,000	224,825,000	-
富士フイルムホールディングス	402,400	2,035	818,884,000	-
小林製薬	72,500	4,070	295,075,000	-
J Xホールディングス	1,497,300	523	783,087,900	-
ブリヂストン	341,100	2,001	682,541,100	-
住友ゴム工業	110,600	1,092	120,775,200	-
ニッタ	75,900	1,517	115,140,300	-
旭硝子	380,000	718	272,840,000	-
T O T O	405,000	630	255,150,000	-
日本碍子	279,000	1,143	318,897,000	-
M A R U W A	31,500	3,670	115,605,000	-
ニチアス	242,000	466	112,772,000	-
新日本製鐵	2,240,000	235	526,400,000	-
ジェイ エフ イー ホールディングス	369,400	1,832	676,740,800	-
大和工業	789,800	2,357	1,861,558,600	-
東洋鋼鈑	81,000	339	27,459,000	-
中部鋼鈑	25,900	461	11,939,900	-
丸一鋼管	70,500	1,909	134,584,500	-
日立金属	1,861,000	1,013	1,885,193,000	-
栗本鐵工所	553,000	219	121,107,000	-
住友金属鉱山	278,000	1,178	327,484,000	-
大阪チタニウムテクノロジーズ	132,600	3,265	432,939,000	-
住友電気工業	970,400	1,131	1,097,522,400	-
住生活グループ	377,300	1,780	671,594,000	-
リンナイ	216,600	5,840	1,264,944,000	-

三浦工業	543,900	2,186	1,188,965,400	-
富士機械製造	37,400	1,650	61,710,000	-
S M C	7,400	13,320	98,568,000	-
クボタ	1,908,000	813	1,551,204,000	-
東洋エンジニアリング	1,516,000	371	562,436,000	-
千代田化工建設	804,000	1,059	851,436,000	-
ダイキン工業	611,600	2,225	1,360,810,000	-
日機装	312,000	821	256,152,000	-
シーケーディ	14,100	646	9,108,600	-
マックス	6,000	1,043	6,258,000	-
ホシザキ電機	52,000	1,911	99,372,000	-
日立製作所	1,199,000	497	595,903,000	-
三菱電機	355,000	719	255,245,000	-
安川電機	934,000	793	740,662,000	-
オリジン電気	141,000	345	48,645,000	-
マキタ	649,000	3,485	2,261,765,000	-
日本電産	177,000	7,250	1,283,250,000	-
富士通	2,127,000	433	920,991,000	-
パナソニック	54,400	763	41,507,200	-
日立国際電気	35,000	711	24,885,000	-
T D K	195,800	4,595	899,701,000	-
ミツミ電機	483,700	809	391,313,300	-
横河電機	1,479,300	826	1,221,901,800	-
山武	677,500	1,848	1,252,020,000	-
シスメックス	128,900	3,160	407,324,000	-
デンソー	349,500	2,770	968,115,000	-
スタンレー電気	135,100	1,278	172,657,800	-
ファナック	83,900	15,360	1,288,704,000	-
新光電気工業	243,900	826	201,461,400	-
京セラ	123,600	7,560	934,416,000	-
日東電工	384,400	3,395	1,305,038,000	-
ニチコン	842,900	1,049	884,202,100	-
日産自動車	802,100	865	693,816,500	-
トヨタ自動車	1,035,800	3,520	3,646,016,000	-
N O K	43,700	1,788	78,135,600	-
カルソニックカンセイ	67,000	508	34,036,000	-
本田技研工業	1,148,200	3,220	3,697,204,000	-
富士重工業	951,000	667	634,317,000	-
エクセディ	51,500	2,440	125,660,000	-
日本精機	16,000	1,077	17,232,000	-
シマノ	380,700	4,760	1,812,132,000	-
タカタ	12,800	2,135	27,328,000	-
メガネトップ	98,600	909	89,627,400	-
島津製作所	2,500,000	719	1,797,500,000	-
東京精密	540,200	1,744	942,108,800	-

トプコン	81,100	542	43,956,200	-
オリンパス	128,100	1,307	167,426,700	-
H O Y A	26,700	1,872	49,982,400	-
キヤノン	469,400	3,895	1,828,313,000	-
シチズンホールディングス	671,000	514	344,894,000	-
エイベックス・グループ・ホールディングス	56,200	1,000	56,200,000	-
J S P	31,500	1,261	39,721,500	-
河合楽器製作所	85,000	173	14,705,000	-
ビジョン	139,300	3,030	422,079,000	-
リンテック	136,100	1,703	231,778,300	-
任天堂	153,900	12,590	1,937,601,000	-
伊藤忠商事	586,000	938	549,668,000	-
三井物産	1,147,200	1,404	1,610,668,800	-
東京エレクトロン	168,700	4,755	802,168,500	-
日立ハイテクノロジーズ	315,800	1,930	609,494,000	-
カメイ	23,000	1,230	28,290,000	-
住友商事	597,700	1,247	745,331,900	-
三菱商事	362,500	1,986	719,925,000	-
新光商事	4,200	730	3,066,000	-
パルコ	21,900	794	17,388,600	-
クレディセゾン	212,000	1,782	377,784,000	-
イオン	577,400	1,048	605,115,200	-
ケーズホールディングス	52,900	2,627	138,968,300	-
新生銀行	3,933,000	106	416,898,000	-
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,476,000	434	1,508,584,000	-
三井住友トラスト・ホールディングス	7,309,000	277	2,024,593,000	-
三井住友フィナンシャルグループ	795,900	2,860	2,276,274,000	-
セブン銀行	391,000	177	69,207,000	-
みずほフィナンシャルグループ	7,630,800	143	1,091,204,400	-
イオンクレジットサービス	183,700	1,299	238,626,300	-
オリックス	378,490	8,060	3,050,629,400	-
三菱UFJリース	83,370	3,560	296,797,200	-
ジャフコ	5,300	1,972	10,451,600	-
大阪証券取引所	1,262	462,000	583,044,000	-
澤田ホールディングス	7,700	660	5,082,000	-
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	345,300	1,742	601,512,600	-
第一生命保険	129	116,600	15,041,400	-
東京海上ホールディングス	46,600	2,262	105,409,200	-
ウェブクルー	27,900	812	22,654,800	-
三菱地所	378,000	1,505	568,890,000	-
東急不動産	191,000	414	79,074,000	-
大京	51,000	227	11,577,000	-
タカラレーベン	243,700	711	173,270,700	-
エヌ・ティ・ティ都市開発	1,085	69,600	75,516,000	-

西日本旅客鉄道	291,900	3,390	989,541,000	-
東海旅客鉄道	1,408	684,000	963,072,000	-
日立物流	109,900	1,468	161,333,200	-
商船三井	86,000	369	31,734,000	-
飯野海運	26,500	372	9,858,000	-
スカイマーク	64,700	611	39,531,700	-
住友倉庫	22,000	412	9,064,000	-
近鉄エクスプレス	108,300	2,747	297,500,100	-
イー・アクセス	5,125	18,860	96,657,500	-
日本電信電話	193,000	3,820	737,260,000	-
K D D I	1,412	530,000	748,360,000	-
光通信	50,100	2,411	120,791,100	-
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	7,144	140,600	1,004,446,400	-
G M Oインターネット	31,900	386	12,313,400	-
関西電力	51,100	1,312	67,043,200	-
九州電力	15,900	1,227	19,509,300	-
S C S K	79,700	1,284	102,334,800	-
セコム	86,900	4,025	349,772,500	-
N S D	59,100	769	45,447,900	-
コナミ	4,000	2,310	9,240,000	-
ヤマダ電機	156,090	5,400	842,886,000	-
ミスミグループ本社	1,695,800	1,982	3,361,075,600	-
ファーストリテイリング	16,900	18,000	304,200,000	-
ソフトバンク	469,000	2,392	1,121,848,000	-
日本・円 小計	82,357,874		97,057,488,610	
合 計	82,357,874		97,057,488,610	

（イ）株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド （適格機関投資家専用）	1,737,128,274	1,760,926,931	-
日本・円 小計		1,737,128,274	1,760,926,931	
投資信託受益証券 合 計			1,760,926,931	
投資証券				
日本・円	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	382	205,134,000	-
	ジャパンエクセレント投資法人	35	14,052,500	-
日本・円 小計		417	219,186,500	
投資証券 合 計			219,186,500	
合 計			1,980,113,431	

（注）投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2012年4月27日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	64,414,154,890	円
負債総額	208,412,823	円
純資産総額（ - ）	64,205,742,067	円
発行済数量	93,345,403,045	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6878	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド

（2012年4月27日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	93,903,567,535	円
負債総額	731,075,113	円
純資産総額（ - ）	93,172,492,422	円
発行済数量	111,736,184,244	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8339	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2012年4月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2012年4月27日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託137本、親投資信託55本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,243,052,297,485円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

	（単位：千円）	
	第24期 （平成22年３月31日）	第25期 （平成23年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,753	644,171
立替金	220,192	178,789
前払費用	141,517	132,962
未収委託者報酬	4,090,233	4,323,737
未収収益	787,091	710,807
未収入金	* 1 673,820	2,400,799
繰延税金資産	1,283,769	1,350,128
短期貸付金	* 1 8,420,000	-
流動資産合計	16,489,378	9,741,396
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	4,527	606,060
長期貸付金	* 1 -	9,397,000
長期差入保証金	645,332	213,373
会員預託金	1,230	1,230
投資その他の資産合計	651,089	10,217,663
固定資産合計	658,576	10,225,150
資産合計	17,147,955	19,966,547
負債の部		
流動負債		
預り金	14,864	3,354
未払金	* 1	
未払手数料	1,760,269	1,851,483
その他未払金	706,803	1,624,041
未払費用	1,256,306	1,439,596
未払法人税等	14,171	292,188
未払消費税等	43,012	261,774
賞与引当金	2,332,442	2,619,301
流動負債合計	6,127,869	8,091,739
固定負債		
長期賞与引当金	406,643	199,767
退職給付引当金	4,062,501	4,676,483
関係会社引当金	-	298,678
繰延税金負債	-	7,200
固定負債合計	4,469,144	5,182,129
負債合計	10,597,014	13,273,869
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,550,487	5,682,470
利益剰余金合計	5,550,487	5,682,470
株主資本合計	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	453	10,207
評価・換算差額等合計	453	10,207
純資産合計	6,550,941	6,692,678
負債純資産合計	17,147,955	19,966,547

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第24期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第25期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
営業収益		
委託者報酬	18,822,873	26,148,690
その他営業収益	4,395,223	6,037,259
営業収益計	23,218,096	32,185,949
営業費用		
支払手数料	8,357,908	11,876,887
広告宣伝費	744,550	1,096,380
公告料	780	780
受益証券発行費	526	-
調査費		
調査費	461,807	426,713
委託調査費	2,267,889	4,477,290
営業雑経費		
通信費	31,491	47,307
印刷費	107,855	76,759
協会費	21,625	20,022
諸会費	5,639	6,594
営業費用計	12,000,075	18,028,737
一般管理費		
給料		
役員報酬	353,613	-
給料・手当	3,247,899	3,474,973
賞与	3,009,997	3,118,068
福利厚生費	1,131,276	949,332
交際費	82,041	30,441
旅費交通費	152,312	221,902
租税公課	35,805	65,206
弁護士報酬	4,064	9,363
不動産賃貸料・共益費	557,066	507,846
支払ロイヤリティ	58,245	-
退職給付費用	763,484	565,006
消耗器具備品費	65,723	59,882
事務委託費	3,037,657	3,387,693
諸経費	293,108	295,531
一般管理費計	12,792,296	12,685,248
営業利益又は営業損失（ ）	1,574,275	1,471,963
営業外収益	* 1	
受取利息	84,143	64,747
保険配当金	13,381	11,932
雑益	14,107	10,304
営業外収益計	111,633	86,983
営業外費用		
寄付金	-	658
為替差損	33,219	2,371
営業外費用計	33,219	3,029
経常利益又は経常損失（ ）	1,495,861	1,555,917
特別利益		
投資有価証券売却益	-	604
特別利益計	-	604
特別損失		
特別退職金	22,027	65,742
事務過誤損失	1,571	919
投資有価証券売却損	98,200	-
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	-	277,377
過年度退職給付引当金繰入	-	112,019
その他特別損失	-	20,372
特別損失計	121,798	476,432

	第24期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第25期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	1,617,660	1,080,089
法人税、住民税及び事業税	2,471	1,014,154
法人税等調整額	1,574,249	66,047
法人税等合計	1,576,720	948,106
当期純利益又は当期純損失 ()	3,194,381	131,983

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第24期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）	第25期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,744,868	5,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	5,550,487	5,682,470
株主資本合計		
前期末残高	9,744,868	6,550,487
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,194,381	131,983
当期変動額合計	3,194,381	131,983
当期末残高	6,550,487	6,682,470
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
評価・換算差額等合計		
前期末残高	289	453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	743	9,753
当期変動額合計	743	9,753
当期末残高	453	10,207
純資産合計		
前期末残高	9,744,578	6,550,941
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,194,381	131,983
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	743	9,753
当期変動額合計	3,193,637	141,736
当期末残高	6,550,941	6,692,678

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (3) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 -----	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左 (4) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ46百万円、税引前当期純利益は324百万円減少しております。

追加情報

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
-----	(セグメント情報に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成22年6月30日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
未収入金 361,536 千円	未収入金 2,086,038 千円
短期貸付金 8,420,000 千円	未払金 1,196,884 千円
未払金 282,829 千円	長期貸付金 9,397,000 千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が64,747千円含まれております。

(株主資本変動計算書関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	872,753	872,753	-
（2）未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
（3）短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
（4）未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）～（3）現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	644,171	644,171	-
（2）未収委託者報酬	4,323,737	4,323,737	-
（3）未収入金	2,400,799	2,400,799	-
（4）投資有価証券	604,298	604,298	-
（5）長期貸付金	9,397,000	9,397,000	-
資産計	17,370,007	17,370,007	-
（1）未払手数料	1,851,483	1,851,483	-
（2）未払金	1,624,041	1,624,041	-
負債計	3,475,524	3,475,524	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

（5）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（1）未払手数料、（2）未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	644,171	-	-	-
未収委託者報酬	4,323,737	-	-	-
未収入金	2,400,799	-	-	-
合計	7,368,708	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(9,397,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第24期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,901,800	-	98,200

第25期（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	586,890	604,298	17,408
小計	586,890	604,298	17,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	588,651	606,060	17,408

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,572	604	-

(デリバティブ取引関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)																																																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,027,690千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,027,690千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>34,811千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,062,501千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,062,501千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>605,150千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>19,974千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>86,371千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>4,879千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>716,374千円</td></tr> </table> (注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>4,648,515千円</td></tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td><td>4,648,515千円</td></tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td><td>27,968千円</td></tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td><td>4,676,483千円</td></tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td><td>4,676,483千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>436,790千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>21,198千円</td></tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>222,645千円</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td><td>6,843千円</td></tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td><td>673,790千円</td></tr> </table> (注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,648,515千円	(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円	(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円	(5) 退職給付引当金	4,676,483千円	(1) 勤務費用	436,790千円	(2) 利息費用	21,198千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	673,790千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																																								
(1) 勤務費用	605,150千円																																																								
(2) 利息費用	19,974千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																																								
(1) 割引率	1.6%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,676,483千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,676,483千円																																																								
(1) 勤務費用	436,790千円																																																								
(2) 利息費用	21,198千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	673,790千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

（ストック・オプション等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 (平成22年3月31日)	第25期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
退職給付引当金損金算入限度超過額 1,653,031	退職給付引当金損金算入限度超過額 1,902,861
賞与引当金 1,000,711	賞与引当金 1,147,079
未払費用否認 458,688	未払費用否認 577,632
繰越欠損金 585,286	繰越欠損金 375,059
その他 12,804	その他 213,886
繰延税金資産小計 3,710,523	繰延税金資産小計 4,216,519
評価性引当額 2,426,754	評価性引当額 2,866,390
繰延税金資産計 1,283,769	繰延税金資産計 1,350,128
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 7,200
	繰延税金負債計 7,200
	繰延税金資産の純額 1,342,927
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	(%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.69
	評価性引当額 40.70
	過年度法人税等 1.89
	その他 0.19
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 87.77

（持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第25期（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

事業用に賃借している不動産の賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）資産除去債務の計算方法

事業用に賃借している不動産の不動産賃借契約終了までの期間を入居時より概ね10年間とし、当該不動産賃借契約に関連する資産除去債務の総額を見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上し、前事業年度以前の負担に属する金額を、当事業年度の損失として計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	277,377	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	
時の経過による調整額	46,880	
資産除去債務の履行による減少額	-	
その他増減額(は減少)	-	
期末残高	324,257	

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

貸借対照表に計上している資産除去債務以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第25期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	26,148,690	2,631,058	28,779,748

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	バミューダ	英国	香港	その他	合計
28,779,748	2,792,293	400,260	161,267	52,379	32,185,949

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・US リート・ファンドB(為替ヘッジなし)	6,190,703	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,373,399	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,786,003	投資信託の運用

関連当事者情報

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
			1,194					利息の受取（注3）	84,143	未収入金	18,902
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 2,832	投資顧 問業	被所有 間接 100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	金銭の貸付（注1）	850,000	長期貸付金	9,270,000
							利息の受取（注1）	64,476	未収入金	14,892
							委託調査等報酬（注3）	1,650,000	未収入金	1,650,000
							共通発生経費負担額（注4）	3,582,376	未払金	294,715
							共通発生経費負担額（注4）	-	関係会社引当金	298,678
親会社	FIL Japan Holdings K.K.	東京都 港区	千円 4,510,000	グルー プ会社経営 管理	被所有 直接 100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付（注1）	127,000	長期貸付金	127,000
							利息の受取（注1）	270	未収入金	270
							共通発生経費負担額（注4）	105,249	未収入金	2,100
							連結法人税の個別帰属額	-	未払金	752,009
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガ ポール、 ブルバード 市	千米ドル 175,807	グルー プ会社経営 管理	被所有 間接51 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	1,146,798	未払金	30,063

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都 港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	940,903	未払金	24,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(1株当たり情報)

第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	327,547円06銭	1株当たり純資産額	334,633円91銭
1株当たり当期純損失	159,719円06銭	1株当たり当期純利益	6,599円15銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()又は当期純利益(千円)	3,194,381	131,983
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		494,349	
未収委託者報酬		3,710,869	
未収収益		860,380	
未収入金		846,976	
繰延税金資産		1,350,128	
その他		694,378	
流動資産計		7,957,082	38.5
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		529,449	
長期貸付金		11,979,000	
長期差入保証金		173,740	
会員預託金		1,030	
投資その他の資産計		12,683,220	61.4
固定資産計		12,690,707	61.5
資産合計		20,647,789	100.0

期別		第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払手数料		1,583,800	
その他未払金		667,530	
未払費用		1,164,851	
未払法人税等		400,345	
賞与引当金		3,520,987	
その他	*1	295,345	
流動負債計		7,632,859	37.0
固定負債			
長期賞与引当金		908,032	
退職給付引当金		4,726,160	
関係会社引当金		298,678	
固定負債計		5,932,871	28.7
負債合計		13,565,730	65.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	4.8
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		6,141,260	29.7
株主資本合計		7,141,260	34.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		59,201	0.3
評価・換算差額等合計		59,201	0.3
純資産合計		7,082,059	34.3
負債・純資産合計		20,647,789	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第26期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		14,688,531	
その他営業収益		2,477,294	
営業収益計		17,165,826	100.0
営業費用及び一般管理費		16,228,426	94.5
営業利益		937,399	5.5
営業外収益		48,541	
営業外費用		374	
経常利益		985,566	5.7
特別利益		-	-
特別損失		159,214	0.9
税引前中間純利益		826,352	4.8
法人税等	* 1	367,561	
中間純利益		458,790	2.7

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第26期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		5,682,470
当中間期変動額		
中間純利益		458,790
当中間期変動額合計		458,790
当中間期末残高		6,141,260
株主資本合計		
当期首残高		6,682,470
当中間期変動額		
中間純利益		458,790
当中間期変動額合計		458,790
当中間期末残高		7,141,260
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		10,207
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）		69,409
当中間期変動額合計		69,409
当中間期末残高		59,201
純資産合計		
当期首残高		6,692,678
当中間期変動額		
中間純利益		458,790
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）		69,409
当中間期変動額合計		389,381
当中間期末残高		7,082,059

重要な会計方針

項目	第26期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

第26期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第26期中間会計期間末 平成23年9月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第26期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第26期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期 首株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

（リース取引関係）

第26期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期中間会計期間(平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	494,349	494,349	-
(2) 未収委託者報酬	3,710,869	3,710,869	-
(3) 未収入金	846,976	846,976	-
(4) 投資有価証券	527,688	527,688	-
(5) 長期貸付金	11,979,000	11,979,000	-
資産計	17,558,883	17,558,883	-
(1) 未払手数料	1,583,800	1,583,800	-
(2) 未払金	667,530	667,530	-
負債計	2,251,330	2,251,330	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,761

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間(平成23年9月30日)

1. その他有価証券

区分	種類	中間貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	527,688	586,890	59,201
合計		527,688	586,890	59,201

(資産除去債務関係)

第26期中間会計期間(平成23年9月30日)

当社は不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に関連する資産除去債務の総額を見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上し、同額を敷金より減額する方法を採用しております。

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第26期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第26期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第26期中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

１．サービスごとの情報

	投資信託の運用	投資顧問業	合計 (単位：千円)
外部顧客への売上高	14,688,531	1,140,088	15,828,620

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するサービスの 種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	4,205,882	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替 ヘッジなし）	3,943,575	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	1,614,108	投資信託の運用

（１株当たり情報）

	第26期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり純資産額	354,102.96円
1株当たり中間純利益金額	22,939.53円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額	458,790千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	458,790千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2011年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	株式会社大光銀行	10,000百万円	
	株式会社東邦銀行	23,519百万円	
	株式会社沖縄銀行	22,725百万円	
	株式会社十八銀行	24,404百万円	
	株式会社千葉興業銀行	57,941百万円	
	株式会社名古屋銀行	25,090百万円	
	株式会社但馬銀行	5,481百万円	
	株式会社岩手銀行	12,089百万円	
	株式会社北洋銀行	121,101百万円	

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2011年 9 月末日現在)	事業の内容
	横浜信用金庫	2,026百万円 (出資金の額)	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

新規募集は行ないません。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社：該当事項はありません。

(2)販売会社：該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2011年12月16日	有価証券報告書
2011年12月16日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ジャパン・オープンの平成23年9月22日から平成24年3月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ジャパン・オープンの平成24年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月20日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木 典子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)